

事 務 連 絡
令和 6 年 8 月 9 日

各

都 道 府 県
指 定 都 市
中 核 市
児童相談所設置市

 障害児支援主管部(局) 御中

こども家庭庁支援局障害児支援課

「障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の
優先考慮の手引き」について

障害児支援行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

こども家庭庁の発足と同時に施行されたこども基本法においては、全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることが基本理念として掲げられています。

令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定においては、障害児支援におけるこどもの最善の利益を保障するため、運営基準（※）において、障害児通所支援事業所や障害児入所施設（以下「事業所等」という。）に対し、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの意見の尊重と最善の利益の優先考慮の下での個別支援計画の作成や個別支援会議の実施、支援の提供を進めていただくこととしたところです。

具体的には、事業所等は、①こどもが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、適時に、日々の支援の内容や将来の生活に関して、こどもや保護者の意向を丁寧に把握し、その意思をできる限り尊重するための配慮をするとともに、②個別支援計画の作成に当たっては、例えば、個別支援会議の場にこどもや保護者を参加させたり、個別支援会議の開催前に担当者等がこどもや保護者に直接会ったりするなど、こどもの年齢及び発達の程度に応じて、こどもや保護者の意見を聴くことが求められています。

また、令和 4 年度障害者総合福祉推進事業「障害児入所施設及び障害児通所支援事業所を利用する障害のある子どもの権利擁護の在り方に関する調査研究」においては、「障害児入所施設及び障害児通所支援事業所を利用する子どもの意見形成支援・意見表明支援のための手引き（案）」（以下「手引き案」という。）が作成されています。

こうした動きも踏まえ、今般、事業所等における日々の支援の場面において、こどもの意思を尊重し、こどもの意見を聴き、最善の利益を優先考慮した取組がより一層図られるよう、手引き案の内容を踏まえ、「障害児支援におけるこどもの意思の尊重・

最善の利益の優先考慮の手引き」(別添)を作成しました。

各事業所等において、こどもの意思を尊重し、最善の利益を優先考慮した取組を進めるに当たって参考としていただくよう、各都道府県におかれては、当該内容を十分御了知の上、貴管内の市町村及び事業所等に対して、各指定都市、中核市及び児童相談所設置市におかれては、当該内容を十分御了知の上、貴管内の事業所等に対して、遺漏なく周知していただくようお願いいたします。

なお、本手引きは、事業所等に限らず、保育所や医療機関など、障害のあるこどもの支援に当たる関係機関・関係者においてもご活用いただける内容となっておりますので、適宜、必要な関係機関・関係者にも周知いただくようお願いいたします。

(※) 下記の3府令

- ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)
- ・ 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第16号)
- ・ 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第29号)

(別添資料)

障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き

(参考)

「障害児入所施設及び障害児通所支援事業所を利用する障害のある子どもの権利擁護の在り方に関する調査研究報告書」(厚生労働省 令和4年度障害者総合福祉推進事業)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001113514.pdf>